

令和2年度 行動計画の実施状況【概要】

I すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

総合的、効果的な施策を推進するとともに、県民意識の醸成を図ります。

- 児童虐待の防止等に関する法律の改正等により、体罰が禁止されたことを受け、体罰禁止のポスター、リーフレット等の啓発資材を関係機関へ配布しました。
- 岡山市と合同で街頭啓発活動を実施したほか、県庁及び県民局への懸垂幕の掲示、コンビニエンスストアへの児童相談所虐待対応ダイヤル「189」リーフレットの設置等を行いました。
- 児童養護施設等の新型コロナウイルス感染症の患者発生に備え、医師や看護師等を施設に派遣し、感染管理指導を行ったほか、児童養護施設間での応援職員派遣の仕組みを構築しました。

II 子どもへの虐待の予防

妊娠期から切れ目なく支援を行い、育児不安・負担の軽減、孤立解消等を通じて虐待を予防します。

- 母子保健評価会議で、市町村へのヒアリング等を行い、虐待予防を含む母子保健の課題を共有し、対策の検討を行いました。
- 産科医会と連携した妊娠中からの気になる母子支援連絡票を通じた支援システムに加え、産科と精神科のさらなる連携に向けたリストを作成し、困難を抱えた母子を支援に結びました。
- 市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進しました。

III 子どもへの虐待の早期発見及び早期対応

関係機関の体制強化や対応力の向上、連携強化を通じて、虐待の早期発見と早期対応を行います。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛等が継続する中で、市町村と連携して子どもの安全確認を行いました。
- 児相と県警察が情報共有を行い、事件性の高い事案に対して、緊密な連携の下で速やかに対応しました。
- 県立学校等の教員を対象として、児童虐待対応研修を実施し、対応力向上に努めました。

IV 虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援

虐待を受けた子どもと家族が受ける専門的な支援の質を向上させ、体制の充実を目指します。

- 3市町（赤磐市、浅口市、勝央町）の要保護児童対策地域協議会へ専門家チームを派遣し、研修会等を通じて、子ども中心の支援が行えるよう組織的な強化を図りました。
- 児童養護施設の小規模化や自立援助ホームの開設を支援しました。
- 社会的養護自立支援事業を通じて、児童養護施設を退所する子どもへの支援を実施しました。

V 支援者の人材育成

虐待に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります。

- 児相職員の人材育成を目的とした体系的な研修を実施しました。
- 市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者に研修を実施し、支援力の向上を図りました。
- 児童養護施設等の基幹的職員の資質向上を目的に、岡山市と合同で研修を実施しました。